

1. 議事日程

〔令和2年第1回安芸高田市議会3月定例会第23日目〕

令和2年 3月13日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第1号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 財産の無償譲渡について |
| 日程第7 | 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程第8 | 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程第9 | 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第9号 安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について |
| 日程第11 | 議案第12号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第13号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第19号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第16号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第17号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第18 | 議案第30号 令和2年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第19 | 議案第31号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第32号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第33号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第34号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第35号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第36号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第37号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計予算 |
| 日程第26 | 議案第38号 令和2年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第27 | 議案第41号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第28 | 議員派遣の件について |

日程第29 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	新田和明	2番	芦田宏治
4番	玉井直子	5番	山根温子
6番	前重昌敬	7番	石飛慶久
8番	児玉史則	9番	大下正幸
10番	山本優	11番	熊高昌三
12番	穴戸邦夫	13番	秋田雅朝
14番	塚本近	15番	金行哲昭
16番	青原敏治	17番	水戸眞悟
18番	先川和幸		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番	新田和明	2番	芦田宏治
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠
政策企画課長	河本圭司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○先川議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は17名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、閉会中の議員派遣結果について報告をいたします。  
第2点、市長より、議会の委任による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第3点、監査委員より、令和元年1月分の例月出納検査の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において1番新田和明君、及び2番 芦田宏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第1号 安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

日程第3 議案第2号 安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第8 議案第39号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第9 議案第8号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

日程第10 議案第9号 安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について

○先川議長 日程第2、議案第1号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の件から、日程第10、議案第9号「安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について」の件までの9件を一括して議題と

いたします。

本案9件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長

令和2年2月20日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった9議案につきまして、2月25日及び3月2日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第1号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、地方自治法等の一部を改正する法律により、地方公共団体の長、職員等の損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除できるようにするものであります。

審査の過程において、委員より、「ある事案に対して、市長から職員まで関連がある場合は、市長だけが責任を負うのか、あるいは担当職員まで責任を負うことになるのか。」との質疑があり、執行部より、「損害賠償については、各個人に対して求められる額であり、個々にこの最低責任限度額を考えていくことになる。」との答弁がありました。

次に、議案第2号「安芸高田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、採用された職員のサービスの宣誓のうち、令和2年4月から新設する会計年度任用職員のサービスの宣誓について別の規定を定めるものであります。

次に、議案第3号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、条例中の特別職の職員で非常勤のものうち、会計年度任用職員に移行する職員を削除するものであります。

審査の過程において、委員より、「現在、広島県の最低賃金の時給単価は871円となっているが、別表の報酬単価はこれを踏まえた変更を考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「別表の報酬単価は、いずれも広島県の最低賃金より高い設定となっており、金額について改定は考えていない。」との答弁がありました。

次に、議案第5号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、可愛集会所の廃止及び可愛振興センター増改築に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号「財産の無償譲渡について」は、地元要望に伴い、小山会館用地及び旧小山消防格納庫を小山振興会に無償譲渡するものであります。

次に、議案第7号「損害賠償の額の決定及び和解について」は、令和元年10月4日に発生した交通事故による、公用車リース元事業者に対し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議決を求めるものであります。

次に、議案第39号「損害賠償の額の決定及び和解について」は、平成28年3月3日に発生した消防吏員の交通事故による損害賠償事件の和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「本人が給料等から一部を負担していくような制度は今考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「職員の損害賠償責任については地方自治法に規定があり、物品を使用している職員の損害賠償の要件として、故意または重大な過失によることとされている。今回の件についてはこの故意または重大な過失によるとは認められず、本人は損害賠償請求の責任は負わないと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第8号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、公の施設（再指定29、新規2）について、「安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定により、管理運営を指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

審査の過程において、委員より、「指定管理の全体的な考え方として、今年度の予算では、全施設の指定管理料が昨年度より約4,400万円上がっているが、この差の理由は。また、指定管理者からこれまでの取り組みや今後の改善点についてヒアリング等を行い、各団体の精査が十分できているのか。」との質疑があり、執行部より、「道の駅の関係と多文化共生の関係で新規のものが2つあり、約2,800万円程度上がっている。その他については消費税増税の影響である。金額の算定については、これまでも実績報告書等に基づき、事業見直しの協議等は行っており、新たに来年度以降の指定管理料も精査して予算を計上している。」との答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について」は、邑南町からの通知により安芸高田市川根地区に乗り入れられている邑南町町営バス高宮線の廃止にかかる協議を開始してよいか議決を求めるものであります。

以上の9議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「安芸高田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の件から、議案第9号「安芸高田市に設置した公の施設の廃止に関する協議について」の件までの9件を一括して起立により採決をいたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第12号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第13号 安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第19号 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第11、議案第12号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、日程第13、議案第19号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和2年2月20日付で、本委員会に付託されました議案について、審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、2月26日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、教育長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第12号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、平成30年度から県単位化され運営されている広島県の国民健康保険につき、県から示された指示数値に基づいて国民健康保険税の税率を改定するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「激変緩和措置を行うと財政調整基金の取り崩しが続くと思うが、その現状と課題、減っていく財政調整基金の補填の見込みは。」との質疑があり、執行部より、「激変緩和中は基金により独自に保険料を引き下げることができているが、令和6年度に保険料が準統一化された後はそれができなくなる。基金については、市独自の保健事業あるいは健康づくりの事業に充当して本市の被保険者に還元することになる。」との答弁がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例」は、国において「障害者差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」のいわゆる「人権三法」が施行されたことに伴い、情報化社会の著しい変化など現実に即した内容に改めるため、安芸高田市人権尊重のまちづくり条例を一部改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「そうしなければならない課題が本市に残っているのか、もしくは、人権三法等を一本にしたかったが、おくれながらも今からしようということなのか、今回提出した要因は。」との質疑があり、執行部より、「本市に大きな課題があるからということではない。浜田市長就任以来、同和問題を初めとする差別、外国人に対する差別、女性差別という課題解消に向けて施策に取り組んでいくということがあった。多文化共生について、外国人に対するヘイトスピーチ解消法が出てきた中で、より大きく明確にしたいということでの今回の条例改正案になった。」との答弁がありました。

次に、議案第19号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、来原小学校体育館を令和2年4月1日から社会教育施設として管理するため、所要の改正を行い、その他、条文中別表に規定する施設の表記を改めるものであります。

審査の過程において、委員より、「利用に関して変わるところは何もないのか。」との質疑があり、執行部より、「利用については、これまで通り各町の文化センターで受付を行い、鍵を受け渡す方法を行っていきたいと考えている。」との答弁がありました。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第12号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件から、議案第19号「安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。



日程第14 議案第14号 安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第15号 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第16号 安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例

日程第17 議案第17号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第14、議案第14号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、日程第17、議案第17号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題いたします。

本案4件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 令和2年2月20日付で本委員会に付託されました、議案の審査結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった4議案について、2月28日に産業建設常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、審査を行いました。

議案第14号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、ほととぎす遊園の園内キャンプ場の民間事業者への経営移行による運営継続を踏まえ、ほととぎす遊園の範囲から、キャンプ場を外すものであります。

審査の過程において、委員より、「県道からの入り口の看板がかなり色あせている。看板だけでも新しいものに変えれば、民間事業者のやる気が出ると思う。道の駅がオープンし、いろいろな観光施設が有効活用されると思うが、どのようにお考えか。」との質疑があり、執行部より、「入り口の看板は、重要な告知要素と考えている。事業主体が変わる段階で、事業者と看板の整備について協議を進めたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「キャンプ場は、民間事業者が決まるまで利用できないのか。利用料金は指定管理者に任せるのか。」との質疑があり、執行部より、「数カ月間利用をとめることになるが、キャンプシーズンに入る頃には、再開できるようにしたい。利用料金は、民間事業者に経営を任せる中で、設定をされるものと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、施設の管理を行っている堆肥センター管理運営部会が、指定管理者の利用計画に応じた施設運営ができるように、利用時

間、利用料金について改正するものであります。

審査の過程において、委員より、「畜産農家が減少し、管理運営部会に入っている畜産農家も減少していると思うが、現在、堆肥センターを使われている畜産農家の戸数は。」との質疑があり、執行部より、「畜産農家は、美土里町4戸、高宮町6戸、甲田町2戸である。管理運営部会は、美土里町ではもともとの部会員数が減少し現在1戸であるが、運営の見直し等を含めて考えていただいております、持ち込み農家数が4戸になっている。今後、組織のあり方や改編を含めて指導を進めたい。」との答弁がありました。

次に、議案第16号「安芸高田市営住宅条例等の一部を改正する条例」は、住宅困窮者の入居促進を目的とし、市営住宅並びに市が管理する特定公共賃貸住宅、若者定住、若者用マンションの入居条件から、連帯保証人を削除することとあわせて、所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「費用が滞った際に、保証人がいないため誰が払うのかということになるが、どのような対応をされるのか。また、安易に入居させてはどうかといった問題も出てくると思うが、その点の考えは。」との質疑があり、執行部より、「国からの要請があり、低所得者や入居の要配慮者に対して、住宅を提供することに重きを置いて、改正に踏み切っている。滞納者へは、訪問により、早い段階での声掛けを行うなど、これまで以上に本人に対して話をしていきたいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第17号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」は、住宅困窮者の入居促進を目的とし、市有住宅の入居条件から連帯保証人を削除するとともに、市有常友住宅の駐車場整備に伴い、駐車場使用料等の所要の改正を行うものであります。

以上の4議案について審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものであると決しました。

以上、報告といたします

○先川議長

これをもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第14号「安芸高田市ほととぎす遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件から、議案第17号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、

委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第18 議案第30号 令和2年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第19 議案第31号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第32号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第33号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第34号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第23 議案第35号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第24 議案第36号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
- 日程第25 議案第37号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第38号 令和2年度安芸高田市水道事業会計予算

○先川議長 日程第18、議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第26、議案第38号「令和2年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して議題といたします。

本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 令和2年2月20日付で本委員会に付託された、議案第30号から議案第38号までの9議案の審査の結果を報告いたします。

付託されました9議案につきまして、3月5日、6日、9日の3日間、予算決算常任委員会を開催し、市長、副市長、教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

令和2年度の予算は、市長選挙が4月に予定されていることから、政策的な経費を除外した骨格予算として編成されております。

この骨格予算は、新市長の活動を制限することのないよう、新規事業、政策的な事業並びに建設事業は計上せず、行政運営に必要な不可欠な義務的経費や継続的に行っている事業に係る経費を中心として、予算計上されたものです。

よって、新規事業、政策的な事業並びに建設事業に係る予算は、今回の編成から除外されており、市長選挙後に新市長の判断によって、補正予算により、予算化されることとなります。

なお、政策的な判断で実施している事業の一部の予算について、4月からの予算がなければ、市民サービスに多大な影響が出るものについては、3カ月程度の経費が予算計上されておりました。

このたびの予算規模は、一般会計が184億8,300万円となり、平成31年度当初予算と比較して、27億5,300万円の減となり、前年対比13%のマ

イナス予算となっております。

減額となった主なものとして、歳入において繰入金が10億3,804万円減額になったこと、歳出においては先に述べた骨格予算として編成されていることから、政策的経費などが予算計上されていないことによるものであります。

特別会計では、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計が、廃止統合され、新たに公営企業会計を適用した、下水道事業会計の新設がされました。

特別会計は、全体で総額91億9,178万円となっており、前年比13.8%減少です。公営企業会計は、全体で総額26億2,499万8,000円となり、下水道事業会計が新設されたため、前年対比66.2%の増となっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑と答弁は、次のとおりであります。

まず、一般会計では、全体の説明におきまして、委員より、「平成31年度予算には自動車取得税交付金もあったが、環境性能割交付金のみとなり、歳入が減ったように見えるが、どのように考えているのか」との質疑があり、執行部より、「自動車取得税交付金が廃止され、環境性能割交付金へシフトされた。軽自動車税も環境性能割制度が導入され、県からの環境性能割交付金もある。また、減税に対して特例交付金の歳入もあるので、全体的な増減はみられるが、自動車の取得という社会的状況が影響するので、一概にふえたか、減ったかは推計できない。今後、検討が必要と考える。」との答弁がありました。

総務部の審査におきまして、委員より、「IRU契約に伴う、歳入の減額要因と、契約を含めた今後の見通しは。」との質疑があり、執行部より、「IRUについては、はやりのサービスが提供できないなど、設備機器の更新時期となっており、設備機器の更新、新たな情報発信の仕方について、研究、協議を行っている。更新費用負担の協議もあわせて進めているが、一定程度IRU業者へ負担をしていただくことを、考慮し歳入を減額した。」との答弁がありました。

企画振興部の審査におきましては、委員より、「ふるさと納税制度寄附金について、歳入から経費を差し引いた実質収支は。」との質疑があり、執行部より、「単純に計算すれば、歳入予算額2億7,000万円から歳出予算額1億3,710万円を引いた額である。国から返礼品は30%以内とし、これを含め要する経費は50%以下を目指すよう指針が出ている。また、寄附金等をしていただいたものは、一旦、基金に全額積み立てをし、翌年度以降に事業の財源として使用する。」との答弁がありました。

行政委員会総合事務局の審査におきましては、委員より、「4月に市長選挙並びに、県議会議員、市議会議員の補欠選挙が同日に行われるメリットは。」との質疑があり、執行部より、「個別にかかる経費を除き、投票所、開票所にかかる経費等は、共通となるので、個別に執行した場合と比較すると、同日に執行する方が3分の1に済む面がある。」との答弁がありました。

市民部の審査におきましては、委員より、「河川水質検査委託料の目的と、減額となった要因は。」との質疑があり、執行部より、「水質検査を、毎年定点でやっていることにより、水質環境がどのように変化しているかという調査が主な目的となっているが、今回、同一河川で、上流、中流、下流と何カ所か測定していたものを整理したことにより、減額となった。」との答弁がありました。

福祉保健部の審査におきましては、委員より、「介護人材確保事業の成果と目標は。」との質疑があり、執行部より、「今年度は、安芸高田市福祉・介護人材確保等総合支援協議会を立ち上げ、介護職員初任者研修を実施し、14名が意欲的に受講され、活気のある研修になったと報告を受けた。資格を取得された方が、市内の事業所等へ、就労されるところまでつなげたい。今後、何名が就労されたのか、報告を受けていきたいと考えている。また、来年度以降の取り組みは、協議会の中で協議しながら、引き続き、介護職員初任者研修は、実施していきたいと思う。」との答弁がありました。

また、委員より、「在宅育児世帯支援事業給付金の給付世帯数と効果は。」との質疑があり、執行部から「給付世帯は当初140世帯を想定していたが、約190世帯となっている。3歳未満児の入所児童数が減少した状況もあり、保育所の人材不足が生じている中、ある程度効果があると思う。」との答弁がありました。

教育委員会の審査におきましては、委員より、「文化財の保護関連の予算について詳細は。」との質疑があり、執行部より、「国庫補助金は、国史跡の甲立古墳、毛利氏城跡に対しての補助金であり、また文化財保護に要する経費は、甲立古墳の遺構確認調査の報告書作成、史跡内の土地購入、間伐、枝打ち等の経費である。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「道の駅三矢の里あきたかたの、指定管理料の積算根拠は。」との質疑があり、執行部より、「(株)道の駅あきたかたの出資者で構成する代表者会議において、作成された収支計算書が基本となっており、支出額から収入額を差し引いた額を、指定管理料として計上している。なお、指定管理期間は1年間であり、令和3年度以降は1年目の収支状況を検証し、再度計算する。」との答弁がありました。

建設部の審査におきましては、委員より、「公営住宅の入居率と老朽化した住宅の対策は。」との質疑があり、執行部より、「入居率は市営住宅84.8%、市有住宅86.1%である。市営住宅は老朽化により入居が難しいものについては、順次解体を検討している。それ以外の住宅は、修繕で対応していきたい。また市有住宅は、指定管理者と相談しながら、計画に沿って、修繕を行っていきたい。」との答弁がありました。

次に、特別会計では、介護保険特別会計予算の審査の中で、委員より、「施設介護サービス給付費の増額の要因は。」との質疑があり、執行部より、「法改正によって、新たな介護保険施設として、介護医療院が創

設された。これにより、病院での療養患者の方が、介護保険施設に移られることで、増額となっている。」との答弁がありました。

なお、委員より、観光振興関連施設の指定管理料について、必要な見直しを行うことにより、削減の可能性があるものと推考できた。道の駅あきたかたや田んぼアート整備事業の運営が予定されており、観光振興施設の一層の連携強化と、運営のホールディング化を見据えた検討が行われる必要がある、との意見がありました。

各会計の歳入歳出それぞれ慎重に審査した結果、各会計の予算額、予算規模、編成内容等、それぞれ適正であると判断し、議案第30号から議案第38号までの9議案について、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号「令和2年度安芸高田市一般会計予算」の件から、議案第38号「令和2年度安芸高田市水道事業会計予算」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第41号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）

○先川議長 日程第27、議案第41号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

本案は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 令和2年3月2日付で本委員会に付託のありました、議案第41号の審査結果について報告をいたします。

付託された議案につきまして、3月9日に委員会を開き、市長、副市長、並びに 関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第41号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,290万6,000円を増額し、予算

の総額を、184億9,590万6,000円とするもので、広島県議会議員補欠選挙に要する経費となっております。

歳入歳出について、それぞれ慎重に審査した結果、補正額、補正内容等、適正であると判断し、議案第41号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第41号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議員派遣の件について

○先川議長 日程第28「議員派遣の件について」を議題といたします。  
議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付してありますとおり、決定いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第29「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。



午前10時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員